

○ 子育て・教育環境の充実

(3) 待機児童解消に向けた施策の充実

(内閣府・厚生労働省)

【本市の提案・要望】

- 「子育て安心プラン」に基づく支援施策の継続・拡充
(保育人材確保・保育所等整備)
- 都市部の実勢賃料に見合った給付費の改善

【現状・課題】

(「子育て安心プラン」に基づく支援施策の継続・拡充(保育人材確保・保育所等整備))

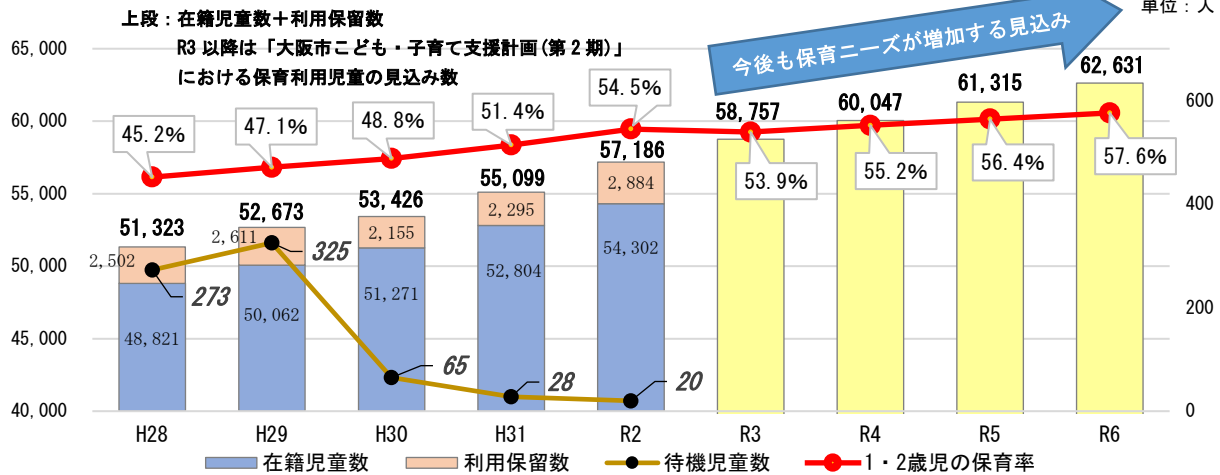
- 令和2年3月策定の「大阪市こども・子育て支援計画(第2期)」(令和2年度～令和6年度)では、**今後も引き続き保育ニーズが増加すると見込んでおり、あらゆる手立てを講じて待機児童解消に向けた施策に取り組んでいく必要がある。**「子育て安心プラン」の受け皿整備に係る財政支援は令和2年度末までとなっているが、本市においては、地代や建物質料の高騰などにより、保育所等の整備が十分に進んでいない。また、既存施設においても退職する保育士の補充が困難な施設があるなど、保育人材確保も極めて厳しい状況である。このような状況から、**今後も待機児童解消施策を継続するためには、「子育て安心プラン」に基づく支援施策についても継続と拡充が不可欠である。**
- 本市では、本市独自事業である新規採用保育士特別給付に係る補助事業等や国の保育人材確保メニューを活用して、各種の保育人材確保対策事業を実施している。しかしながら、**保育士の給与水準が一般労働者よりも低いことが、保育士不足の一因として考えられ、国としても処遇改善等加算の制度拡充が図られているがまだまだ不十分であるため、国の責任において保育士のさらなる給与改善を図るべきである。**加えて保育の質の担保や保育士の処遇改善の適正な実施を推進するため、保育所等を運営するすべての法人(社会福祉法人、株式会社など)に対して、経験年数に基づくモデル賃金や給与規定、運営経費に対する人件費割合、内部留保額などを公表することにより、**保育士の処遇や経営の健全性の「見える化」を徹底する必要がある。**
- また、本市では、保育士の加配経費の補助事業を創設し、**保育士の働き方改革に向けた取り組みを進めているが、国において、さらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実を図るべきであり、保育士の休暇取得を促進するための加配制度の創設や保育体制強化事業の補助要件の緩和など、人材確保支援策の継続・拡充が必要である。**
- 待機児童解消に向け施設整備を促進するためには、整備費が補助基準額を大幅に超過し過度な事業者負担となっている状況を改善するため**補助基準額を引き上げるとともに、引き続き市町村が認めた者(株式会社等)を補助対象とすることにより多様な事業主体の参入を可能とすることが必要である。**また、**補助率の嵩上げについては、終了すれば市町村に多額の費用負担が生じ財源確保が困難となるため、実施を継続する必要がある。**なお、これらの措置については市町村の整備計画に合わせた期間実施することが必要である。
- 保育所用地の確保が困難な都心部では、国有地の優先活用が効果的であり、整備促進のために、対象を社会福祉法人だけではなく全ての法人に拡大することが必要である。

(都市部の実勢賃料に見合った給付費の改善)

- 本市のような都心部では、賃貸物件を活用した保育所整備が極めて有効であるが、**公定価格における賃借料加算単価が実勢賃料と乖離し、保育事業者の賃料負担が過大となり、施設整備が進まない一因となっている。**このため**加算区分を東京都、千葉県及び埼玉県などと同列にすべきである。**また、分園が設置された保育所の賃借料加算単価については、分園単独での加算となっておらず、分園の設置促進のためには、**分園ごとの規模に応じた加算認定のうえ、かつ、小規模保育事業所よりも大きく下回る単価について、小規模保育事業所並みの加算単価への引き上げが必要である。**

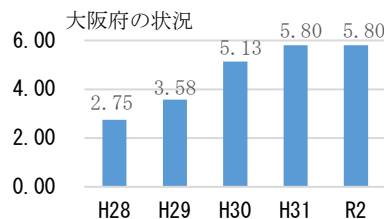
担当：こども青少年局

◆保育ニーズの状況（各年 4 月 1 日現在）



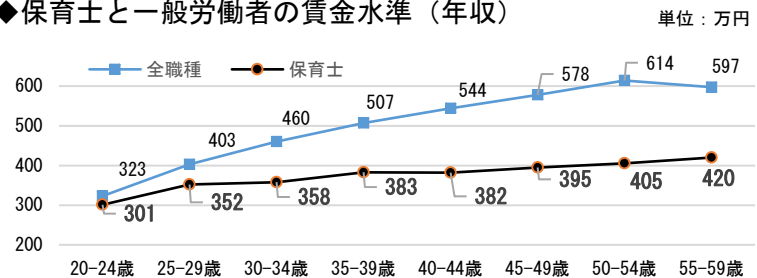
待機児童数は、保育所等整備や保育人材確保対策等により利用枠の確保に努めてきた結果、減少しているが、1・2歳児の保育率上昇に伴い今後も保育ニーズが増加する見込みであり、令和3年以降も強力に対策を講じなければ増加に転じる。

◆保育士の有効求人倍率の推移



【出典】厚生労働省
「一般職業紹介状況（保育士）」

◆保育士と一般労働者の賃金水準（年収）



【出典】令和元年度 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

◆自己所有による保育所整備の場合

※1 補助金：令和2年度基準（定員86人、土地借料加算なし）

※2 整備費用平均：平成31年度実績（10施設、定員平均86人、土地賃借経費除く）

民間保育所整備補助金（※1）				実際にかかった額（※2）			
補助基準額 225 百万円				整備費用平均 300 百万円			
補助金 169 百万円	国 8/12	150 百万円	75%	補助金	169 百万円	56%	
	市 1/12	19 百万円					
法人負担		3/12	56 百万円	25%	法人負担	131 百万円	44%

「子育て安心プラン」に基づく支援施策終了による
市費負担への影響

国 8/12[150 百万円]⇒ 6/12[113 百万円]

市 1/12[19 百万円]⇒ 3/12[56 百万円]

※H30 決算ベース

4.5 億円⇒13.5 億円（+9 億円）

市費負担が現行の 3 倍

◆賃貸物件による保育所整備の場合

（※給付費：令和2年度基準額（定員60人））

	賃貸物件での 整備補助	実際にかかる額
整備費 (改修費)	基準額 63,000 千円 (3/4 補助)	約 50,000～ 100,000 千円
給付費※ (賃借料加算)	月額 264 千円 (10/10 交付)	月 800～ 1,300 千円

◆給付費における賃借料加算区分・加算額

（令和2年度基準額（都市部、定員60人））

区分	都道府県	加算額	積算
a 地域	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県	月 486 千円	@8,100×60 人
b 地域	大阪府、奈良県、滋賀県、ほか	月 264 千円	@4,400×60 人

◆施設種別ごとの賃借料加算単価及び加算額の比較

（本園定員60人・分園定員20人の場合）

		現行制度	
		単価	加算額
保育所本園「自己所有」で分園設置	* 本園が自己所有のため、賃借料加算が認定されない	0	0 円
保育所本園「賃貸」で分園設置	* 本園 60 人 + 分園 20 人 …加算は 80 人で認定	@4,300	月 86 千円
【参考】小規模保育事業所 A 型（定員 19 人）		@15,700	月 298 千円

施設ごとの規模を 考慮した場合（例）		単価	加算額
		@9,700	月 194 千円
		@15,700	月 298 千円

施設ごとに加算認定
されれば、施設形態
による不公平が解消
されるが、それでも
同規模である小規模
保育事業所の賃借料
加算より低いため、単
価の引き上げが必要